

第 7 次神奈川県保健医療計画の中間見直しについて

1 基本的な考え方

- 平成 30 年度から開始した第 7 次神奈川県保健医療計画は、その計画期間を 6 年としている（平成 30（2018）～令和 5（2023）年度）。
- 都道府県が策定している医療計画については、医療法において、在宅医療その他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしている（医療法第 30 条の 6）。
- 都道府県の医療計画の策定に当たっては、策定時に厚生労働省が「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）を示しているが、医療計画の中間見直しに当たっては、同省から指針が修正された上で示される予定である（令和 2 年 3 月下旬予定）。
- 県としては、当初より予定している全二次保健医療圏における基準病床数の中間年での見直し検討と併せて、国の指針の修正を踏まえ、必要に応じて 2020 年度中に医療計画の中間見直しを実施することとしたい。

2 中間見直しの内容について

- 国が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」では、中間見直しに向けて、5 疾病・5 事業および在宅医療ごとの課題の把握と、指標の見直しが検討されており、指針の修正も、この議論に沿った形になると思われる。
- 基準病床数の見直し検討については、全二次保健医療圏において行う。その際には、算定根拠や算定結果について、計画策定の途中段階で適宜情報提供を行い、基準病床数の改定要否も含めて地域で検討していく。

3 中間見直しの体制（令和 2 年度）

会議名	内容	開催回数（予定）
各地域 地域医療構想調整会議	地域の個別課題を協議	年 3 回（8 月、11 月、1 月）
神奈川県 保健医療計画推進会議	県全体	年 3 回（7 月、9 月、2 月）
神奈川県医療審議会	県全体	年 2 回（10 月、3 月）